

## 公益監視委員会(PIOB)の発足の経緯

### 1. PIOBに関する国際的議論

(1) IFAC(国際会計士連盟)は、企業会計不正事件による財務報告および会計専門家への信認低下に対応するため、2003年11月の総会において、その改革策を承認。

改革策の中心は、IFACの基準設定活動(注1)を公益の観点から監視する役割を担うPIOB(公益監視委員会)の発足。

(注1)IAASB(国際監査・保証基準審議会)による国際監査基準(ISA)の設定活動等。

(2) PIOBの発足は、2003年3月の金融安定化フォーラム(FSF)(注2)の会合の際に、英国FSA(金融サービス機構)が提案したもの(注3)。これは、EU(欧州連合)におけるISA(国際監査基準)採用の可能性を背景として、会計士主導の基準設定では公益の観点からは不十分であり、公的関与の強化が必要不可欠であるとの認識によるものと考えられる。

(注2)主要国の財務省・金融監督当局・中央銀行と主要国際機関で構成され、国際金融システムの安定に関わる諸課題について、年2回会合。我が国からは、財務省、金融庁、日本銀行がメンバー。

(注3)2003年3月の金融安定化フォーラム(FSF)ベルリン会合のプレスリリースでは、「FSFは、IAASB(国際監査・保証基準審議会)の作業を監視するため、公益のために活動する独立した外部の機関の設立を強く要請した。」とされている。

(3) その後、改革案について、IFAC側と規制当局等から構成されるモニタリング・グループ(MG)(注4)と議論が行われた。金融庁も、IOSCO(証券監督者国際機構)の主要メンバーとして、2003年6月からMGの議論に積極的に参加した。

議論の過程では、会計専門家への不信感からIAASBの基準設定活動をIFACから完全に切り離すべきとの意見も有力に主張されたが、結論として、基準設定活動をIFACに残す一方、PIOBがIFACの公益活動を監視する枠組みとすることで合意が成立した。

(注4)IOSCO、バーゼル銀行監督委員会、IAIS(保険監督者国際機構)、世界銀行、EC(欧州委員会)で構成。金融安定化フォーラム(FSF)事務局も参加。

### 2. PIOBのメンバー

- (1) PIOBのメンバー10人は、MGを構成する各当局が候補者を指名の上、MG全体によって選任する枠組みになっている。IOSCOがPIOB議長を含む4人のメンバーの指名権を持っている。現役の会計監査実務家はメンバーになることができないが、最低1人は最近まで民間における上級の監査経験がある者でなければならないとされている。
- (2) PIOBメンバー選任について、金融庁は、IFACの諸基準はグローバルに活用されていることから、メンバーの地理的バランスが考慮されるべきであると指摘していたところ。

### **3. PIOBの発足**

- (1) PIOBの発足は、当初2004年の早い段階が予定されていたが、EC(欧州委員会)が、伊パルマラット事件を契機とするEUにおける会計監査専門家への厳しい見方やIAS39号(金融商品の時価会計)をめぐる経験から、PIOBに関する枠組みの一部修正を求めたため、発足が遅れていたところ。
- (2) このため、今般、EC枠のメンバー2人の不在のまま、8人のメンバーでPIOBが発足することとなったところ。

(以上)